

特定非営利活動法人館林ジョイスポーツクラブ 会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは特定非営利活動法人館林ジョイスポーツクラブと称する。

(事務局)

第2条 本クラブは事務局を館林市新宿二丁目6番10号に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、地域住民に対し、スポーツクラブの運営やスポーツ教室、スポーツイベントなどに関する事業を行い、誰もが気軽にスポーツ参加できる環境を整え、地域住民の健康・体力増進、世代を超えた交流を通じて、地域活性化を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 本クラブの会員は、正会員、活動会員、賛助会員の三種とする。

- 1.正会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業を推進する個人、及び団体をいう。
- 2.活動会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業に参加する個人、及び団体をいう。
- 3.賛助会員は、本クラブの事業を賛助するために入会した個人、及び団体をいう。

(会員の権利)

第5条 会員は、クラブの行うあらゆる事業に参加することができる。

第3章 入退会

(入会資格)

第6条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 1.入会の申込があったときは、正当な理由がない限り入会を認める。
- 2.代表理事は、入会申し込みがあった者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

(除名)

第7条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、該当会員を除名することができる。

- 1.本クラブの定款のほか、規則に違反したとき。
- 2.本クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為したとき。

(入会手続)

第8条 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(会費の納入)

第9条 会員は、別に定める会費を納入するものとし、既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。

(活動年度)

第10条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(退会)

第11条 本クラブは、会員で年会費を納入しない者を、原則として退会とみなすことができる。また、退会を希望する会員は退会届を提出して任意に退会することができる。

(ビジター会員)

第12条 ビジター会員は、別に定める参加費を納入することで、本クラブの全ての事業に参加することができる。

- 2 ビジター会員は、参加前に所定の手続きに従い、参加申込を行う。

第4章 雑則

(事故の責任)

第13条 会員は、本クラブの事業参加に際し、私物は自己の責任で管理するとともに、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い行動するものとする。これを無視し、あるいは従わずに盗難、傷害等の事故が発生しても、本クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第14条 本クラブは、会員の活動中の傷害に備えるため、団体総合補償制度費用保険に加入する。

- 2 本クラブは、活動中の傷害について、団体総合補償制度費用保険の対象範囲内のみで対応するものとする。
- 3 未加入者の活動中の事故については、本クラブでは一切の責任を負わない。

(個人情報)

第15条 本クラブの事業により得られた個人情報は、本人の許可なしに第三者に公開することはしないものとする。ただし、本クラブの事業で必要であると判断した場合は、必要な範囲で第三者に通知する場合がある。(例:本クラブが加入する保険の保険会社に情報を提供すること/活動中にケガをした場合に病院に情報を提供すること/クラブ活動運営上、関係機関に会員の名簿の提出が必要と判断された場合/イベント等の案内のために住所、氏名等を発送・運送業者に通知すること等)

(運営・管理)

第16条 本クラブは、本クラブ規約の通り、理事によって構成される理事会において、運営・管理する。

(細則)

第17条 この規約に定めていない事項、運営上必要と認められる細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(変更)

第18条 この規約は、総会で決議し変更することができる。

附則

この規約は、令和4年10月12日から施行する。